

令和5年度

# ひとり親家庭の しおり

徳島県未来創生文化部 次世代育成・青少年課

こども未来応援室

☎(088)621-2715

ホームページ <https://www.pref.tokushima.lg.jp/>

## しおりをご利用される方へ

このしおりは、母子家庭、父子家庭及び寡婦の方への制度等を紹介したものです。制度等の名称の前に付けている印により、対象となる方が異なりますので、ご注意ください。

なお、このしおりは、令和5年4月1日現在の内容で作成しております。

○ 共通

★ 母子家庭及び寡婦が対象

♥ 母子家庭が対象

♣ 父子家庭が対象

◇ 寡婦が対象



## 困った時の相談

相談はいつさい無料で、個人の秘密は必ず守ります。  
お気軽にご相談ください。

### ○ 福祉事務所等

ひとり親家庭や寡婦をはじめ生活に困っている方、児童・高齢者・障がい者の方々の福祉の総合窓口です。▶9ページ

#### ● 母子・父子自立支援員

母子・父子自立支援員は、福祉事務所等にいて、ひとり親家庭や寡婦の方がかかえているいろいろな悩みごとの相談相手となり、自立のための支援や問題解決のお手伝いをしています。

#### ● 家庭相談員

家庭相談員は、福祉事務所等（家庭児童相談室）にいて、家庭内の人間関係、児童の養育などの問題についての相談相手となり、問題解決のお手伝いをしています。

### ○ こども女性相談センター

#### ● 児童相談

子どもの養育、育児、しつけ、障がいなど、子どもに関する相談について、専門的に応じています。

また、児童虐待の通報も受け付け、迅速に対応しています。

児童相談所虐待対応ダイヤル  
189 『いちはやく』

#### ● 女性相談

配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)に関する相談や女性のための各種相談に応じています。

- 中央女性の悩み110番 TEL (088) 623-8110 9:00~22:00 (12月29日~1月3日を除く)
- 南部女性の悩み110番 TEL (0884) 24-7110 9:00~17:00 (土日祝日・12月29日~1月3日除く)
- 西部女性の悩み110番 TEL (0883) 56-2110 9:00~17:00 (土日祝日・12月29日~1月3日除く)

#### ● 性暴力被害者支援センター

あなたが望まない性的な行為による被害についての相談に女性相談員が応じています。

- よりそいの樹 とくしま 中央 TEL (088) 623-5111
- よりそいの樹 とくしま 南部 TEL (0884) 23-5111
- よりそいの樹 とくしま 西部 TEL (0883) 52-5111

共通相談ダイヤル  
0570-003889 『さあ、はやく』

### ○ こども家庭支援センター ひかり

こどもに関する悩み、心配事について相談に応じています。社会福祉法人矯風会において、専門の相談員が相談に応じています。 TEL (088) 666-2211 9:00~19:00 (12月31日~1月1日を除く)

### ○ こども家庭支援センター てとて

こども自身の悩み、家庭の心配事など、こどもに関する相談に応じています。社会福祉法人愛泉会において、専門の相談員が相談に応じています。 TEL (0883) 87-7001 9:00~18:00(日曜・祝日・12月30~1月3日を除く)

### ○ 民生・児童委員

あなたの住んでいる地域に民生・児童委員がいて、身近なところで福祉に関する相談に応じています。民生・児童委員については福祉事務所等、町村役場へお問い合わせください。

### ○ 母子家庭等就業・自立支援センター

(公財) 徳島県母子寡婦福祉連合会 ホームページ <https://tbjcenter.jp>

徳島市中昭和町1丁目2 県立総合福祉センター2階

TEL (088) 654-7418、090-6886-7852 ファクシミリ (088) 654-7414

#### ● 一般相談事業

身上相談などの悩みごとの相談相手となり、問題解決のお手伝いをしています。父子家庭の方の相談にも応じています。

#### ● 特別相談事業

法律相談については弁護士が、経営相談については中小企業診断士が、専門的に相談・助言を行っています。

# 手当・給付金

## ♥♣ 児童扶養手当

父又は母と生計を同じくしていない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（政令で定める程度の障がいの状態にある場合は20歳未満の児童）を監護している母又は父（父の場合は、児童と生計を同じくしていることが必要）、もしくは父母にかわってその児童を養育している方に支給されます。

### ■手当月額（令和5年4月～令和6年3月）

児童1人の場合 44,140円、児童2人目 10,420円、3人目以降1人につき6,250円加算

- 受給者等の所得が一定額以上ある場合や公的年金等を受給している場合は一部又は全部が支給されません。  
一部支給停止の場合（令和5年4月～令和6年3月）  
児童1人の場合 44,130円～10,410円 児童2人目 10,410円～5,210円  
3人目以降1人につき 6,240円～3,130円

申請窓口：住所地の市役所、町村役場へ

## ♥♣ 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受けるひとり親家庭支援のため、給付金が支給されます。

### ■支給対象者

- ①令和5年3月分の児童扶養手当受給者
- ②公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当を受給していない方（「公的年金等」には、老齢年金、障害年金、遺族年金、遺族補償などが該当します。）
- ③食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入（又は所得）が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

### ■支給額 児童1人当たり一律5万円

### ■給付金の支給手続き

- ①の方 申請不要で、児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。（1回限り）
- ②及び③の方 給付金を受け取るには、住所地の市役所、町村役場への申請が必要です。（申請方法などは、県やお住まいの市町村のHP等でご確認ください。）

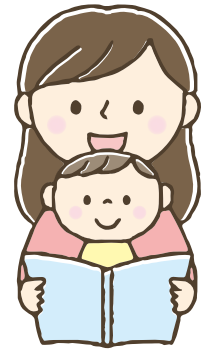
## ○ 児童手当

中学校修了までの児童を養育している方に支給されます。

■手当月額	0歳～3歳未満	児童1人につき	15,000円
	3歳～小学生（第1子・第2子）	児童1人につき	10,000円
	3歳～小学生（第3子以降）	児童1人につき	15,000円
	中学生	児童1人につき	10,000円
	所得制限該当世帯（特例給付）	児童1人につき	5,000円

- 受給者等の所得が一定額以上ある場合は児童手当等が支給されません。

申請窓口：住所地の市役所、町村役場へ（公務員の場合は職場へ）



# 医療費・年金

## ♥♣ ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭の方が病院等にかかった場合、安心して医療が受けられるよう、入院及び児童の通院に係る保険医療の自己負担分の一部について助成を行っています。

### ■助成を受けられる方

母子家庭の母及び父子家庭の父並びにその扶養する児童並びに父母のない児童で、次の条件に該当する世帯

- 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童がいる世帯であって、児童扶養手当を受給できる所得水準であること。

申請窓口：住所地の市役所、  
町村役場へ

## ♥♣ 遺族基礎年金

遺族基礎年金は、受給要件に該当する国民年金の被保険者、又は被保険者であった人が死亡したときに、その人によって生計を維持されていた子のある妻（夫）又は子に支給されます。

問い合わせ先：年金事務所または住所地の  
市役所、町村役場へ

## ○ 遺族厚生年金

遺族厚生年金は、厚生年金に加入している人の死亡など一定の条件に該当する人が死亡したときに、その人によって生計を維持されていた遺族に支給されます。

問い合わせ先：年金事務所等へ▶9ページ

## ○ 母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子家庭・父子家庭・寡婦の生活の安定と、その子どもの福祉の向上をはかるために、各種の貸付けを行っています。

### 令和5年度 母子父子寡婦福祉資金貸付金の概要

資金の種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率
修学資金	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童・子 父母のない児童 寡婦が扶養する子	児童(子)の修学のために必要な資金	修学資金貸付額(参考・月額)一覧表(4ページ)の1.5倍	就学期間中	当該学校 卒業後6か月	10年以内 専修学校 (一般課程) 5年以内	無利子
就学支度資金	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童・子 父母のない児童 寡婦が扶養する子	児童(子)の就学、修業のために必要な資金	就学支度資金貸付限度額一覧表(4ページ)のとおり		当該学校 卒業後6か月	就学 10年以内 修業 5年以内	無利子
修業資金	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童・子 父母のない児童、寡婦が扶養する子	児童(子)が事業開始又は就職するのに必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額 68,000円 特別(自動車運転免許取得の場合) 460,000円	知識技能を習得する期間中 5年をこえない範囲内	知識技能 習得後1年	20年以内	無利子
資 技能習得 金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母・父・寡婦が事業開始又は就職するのに必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額 68,000円 特別(自動車運転免許取得の場合) 460,000円 特別(12か月分を合わせて貸付) 816,000円	知識技能を習得する期間中 5年をこえない範囲内	知識技能 習得後1年	20年以内 特別(免許) 10年以内	無利子
資 就職支度 金	母子家庭の母又は父子家庭の父又は児童 父母のない児童、寡婦	母・父・寡婦又は児童が就職するために必要な資金	105,000円 特別(通勤用自動車購入の場合) 340,000円 (うち230,000円を自動車購入に充当)		1年	3年以内	無利子
資 事業開始 金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 母子・父子福祉団体	新たに事業を開始するために必要な資金	3,260,000円 団体 4,890,000円		1年	5年以内	無利子
資 事業継続 金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 母子・父子福祉団体	現在営んでいる事業を継続するために必要な資金	1,630,000円		6か月	5年以内	無利子
資 医療介護 金	母子家庭の母又は父子家庭の父又は児童(介護の場合は児童を除く) 寡婦	医療又は介護(期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金	医療分 340,000円 特別(所得税非課税世帯等の場合) 480,000円 介護分 500,000円		医療又は介護 終了後6か月	5年以内	無利子
生活資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	知識技能を習得している間、医療若しくは介護を受けている間、母子家庭又は父子家庭になって間もない(7年未満)母又は父の生活を安定・継続する間(生活安定期間)又は失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金	一般 月額 108,000円 技能 月額 141,000円 (注)生活安定期間の貸付は、配偶者のない女子(男子)となった事由の生じたときから7年を経過するまでの期間中、月額108,000円、合計2,592,000円を限度とする。 親が生計中心者でない、現に扶養する子のない寡婦及び現に扶養する子の生計を維持していない寡婦の場合は、月額70,000円を限度とする。 また、生活安定期間中の養育費の取得のための裁判費用については、1,260,000円(一般分の12月相当)を限度として貸付けることができる。	・知識技能を習得する期間中3年以内 ・医療又は介護を受けている期間中1年以内 ・離職した日の翌日から1年以内	知識技能習得後、医療若しくは介護終了後又は生活安定期間の貸付期間中1年以内 満了後6か月	技能習得 20年以内 医療又は介護 5年以内 生活安定貸付 8年以内 失業 5年以内	無利子
住宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母又は父又は寡婦が現に居住する住宅の補修・改築、建設・購入等のために必要な資金	1,500,000円 特別(老朽等による増改築の場合等) 2,000,000円		6か月	6年以内 特別 7年以内	無利子
転宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住居の移転に際し必要な資金	260,000円		6か月	3年以内	無利子
結婚資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	児童(子)の婚姻に際し必要な資金	310,000円		6か月	5年以内	無利子

### ■ 貸付を受けられる方

- **母子福祉資金** 20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母
- **父子福祉資金** 20歳未満の児童を扶養している父子家庭の父
- **寡婦福祉資金** 寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子であって現に児童を扶養していない方(扶養している子どものない方は、前年の所得が一定額以下の方)

※修学資金・就学支度資金・修業資金・就職支度資金については、母子家庭の母及び父子家庭の父が扶養する児童(子)、寡婦が扶養する子も貸付を受けられます。  
(就職支度資金については、子は対象から除く)

**受付窓口：市にあっては福祉事務所、町村にあっては町村役場へ**

- ご利用については、福祉事務所等の母子・父子自立支援員とよくご相談ください。▶ 9ページ
- 貸付金の種類、限度額などは3ページ、4ページのとおりです。

## 令和5年度修学資金貸付額（月額・参考）一覧表

単位：円

学校等種別	学年別		1年	2年	3年	4年	5年
	国公立	私立					
高等学校 専修学校 (高等課程)	国公立	自宅通学	18,000	18,000	18,000		
		自宅外通学	23,000	23,000	23,000		
	私立	自宅通学	30,000	30,000	30,000		
		自宅外通学	35,000	35,000	35,000		
高等専門学校	国公立	自宅通学	21,000	21,000	21,000	45,000	45,000
		自宅外通学	22,500	22,500	22,500	51,000	51,000
	私立	自宅通学	32,000	32,000	32,000	65,600	65,600
		自宅外通学	35,000	35,000	35,000	76,600	76,600
専修学校 (専門課程)	国公立	自宅通学	45,000	45,000			
		自宅外通学	52,000	52,000			
	私立	自宅通学	59,300	59,300			
		自宅外通学	84,300	84,300			
短期大学	国公立	自宅通学	45,000	45,000			
		自宅外通学	64,300	64,300			
	私立	自宅通学	62,300	62,300			
		自宅外通学	87,300	87,300			
大学	国公立	自宅通学	47,300	47,300	47,300	47,300	
		自宅外通学	72,300	72,300	72,300	72,300	
	私立	自宅通学	72,300	72,300	72,300	72,300	
		自宅外通学	97,300	97,300	97,300	97,300	
大学院	修士課程	88,000	88,000				
	博士課程	122,000	122,000	122,000			
専修学校 (一般課程)		35,000	35,000				

## 令和5年度就学支度資金貸付限度額一覧表

学校種別	内 容	限度額	
小学校	小学校に入学する場合	64,300円	
中学校	中学校に入学する場合	81,000円	
高等学校 専修学校 (高等課程)	自宅から通学する者	国公立	150,000円
		私立	410,000円
	自宅外から通学する者	国公立	160,000円
		私立	420,000円
専修学校 (一般課程)	自宅から通学する者	150,000円	
	自宅外から通学する者	160,000円	
大 学 短期大学 専修学校 (専門課程) 高等専門学校	自宅から通学する者	国公立	410,000円
		私立	580,000円
	自宅外から通学する者	国公立	420,000円
		私立	590,000円
大学院	国公立	380,000円	
	私立	590,000円	
修業施設	自宅から通所する者	中学校卒業生	150,000円
		高等学校卒業生	272,000円
	自宅外から通所する者	中学校卒業生	160,000円
		高等学校卒業生	282,000円

- (注) 1. 原則として、県内に在住し、かつ独立の生計を営む人で、確実な保証能力を有する連帯保証人が必要です。連帯保証人に対しても償還開始後は年に一回償還状況のお知らせを送付するとともに、滞納があるときは直ちに償還等を求めます。
2. 原則として県奨学金貸与制度などとの併用はできません。詳しくは各窓口でご相談ください。
3. 修学資金に関する限度額の詳細は、各窓口でご確認ください。
4. 年賦、半年賦、月賦いずれも可能で、繰上償還もいつでもできます。
5. 年賦、半年賦、月賦いずれの場合でも、その指定日に償還しなかったときは、その翌日から納入した日までの日数を計算し、元利金につき年3.0%の違約金が徴収されます。
6. 母子・父子福祉団体への貸付は政令で定める事業を行う団体とします。
7. R2.4月～大学、短期大学、専修学校（専門課程）又は高等専門学校（4年次、5年次）に修学するための修学資金については、学生生活を送る上で必要な生活費等を貸付対象に加えることとなります。詳細は、各窓口でご確認ください。
8. 修学する児童等を扶養する配偶者のない女子又は男子並びに寡婦に対する修学資金の貸付けについては、その者の前年所得が一定額を超える場合には、上記表と異なる限度額を適用します。
9. 就学支度資金については、R2年4月から開始する高等教育の修学支援新制度（以下「新制度」という。）による入学金の減免を受けることができるときは、所定の額から当該減免の額に相当する額を控除した額を限度額とします。
10. 修学資金の貸付けにより修学をする者が、新制度による授業料減免又は給付型奨学金（学資支給金）を受けるときは、所定の額から当該授業料減免及び給付型奨学金の額に相当する額を控除した額を限度額とします。
11. 修学資金又は就学支度資金の貸付けを受けた者は、自己又は自己以外の者で当該資金の貸付けにより修学をし、若しくは入学するものが大学等修学支援を受けることとなったときは、既に交付を受けた貸付金のうち、その者が受けた大学等修学支援の額に相当する額について、当該大学等修学支援を受けた日から6月以内に償還しなければなりません。

## ○ 家計急変者に対する生活資金の貸付け

家計が急変し、児童扶養手当受給相当まで所得が減少した方が生活資金を無利子又は年1.0%の利子で借りることができます。

■ **貸付を受けられる方** 児童扶養手当を受給されていない、所得額が児童扶養手当未満の方

■ **貸付限度額** 児童扶養手当に準ずる全部支給額の範囲内

相談窓口：市にあっては福祉事務所、町村にあっては町村役場へ

## ♡ 母子世帯小口資金貸付金

母子世帯の方が、少額の資金を急いで必要とするとき必要な資金を無利子で借りることができます。

■ **貸付を受けられる方** 20歳未満の子を扶養している母子家庭の母

■ **貸付限度額** 10,000円～50,000円

申請窓口：住所地の母子会又は市役所、町村役場へ

- この制度は、地域によっては実施していないところがありますから、よく確かめて申請してください。  
(令和5年4月現在 実施市町：徳島市、三好市、勝浦町)

# しごとのこと

## ○ 公共職業安定所（愛称 ハローワーク）

公共職業安定所は、仕事を探している方の相談や、能力、適性、希望にあった職場の紹介をしています。駅のハローワーク マザーズコーナーとくしまは、子育てをしながら就職を希望している方に、個々の希望やニーズに応じたきめ細やかな相談を行っています。キッズコーナーで保育士にお子さんを見てもらいながらゆっくり相談できます。（おむつ交換台、簡易授乳室有）

### ● 公共職業訓練

主に雇用保険を受給中の求職者を対象にした、就職に必要な技能及び知識を習得するため、無料の職業訓練（テキスト代等は自己負担）を実施しています。

問い合わせ先：公共職業安定所 ▶ 9 ページ



## ○ 母子家庭等就業・自立支援センター事業

ひとり親家庭や寡婦の方が就労に役立てることができるよう、必要な知識技能を習得するための各種講習会の開催や情報提供、相談等を行っています。

- 実施講習科目 調剤薬局事務講習会 定員：阿南会場 5 名、徳島会場 8 名
  - ・阿南会場 6/15（木）申込締切
  - ・徳島会場 10/23（月）申込締切
- 介護職員初任者研修講習会 定員 15 名 申込締切日：5/22（月）
- 登録販売者受験対策講習会 定員 20 名 申込締切日：4/17（月）

問い合わせ先：（公財）徳島県母子寡婦福祉連合会

TEL (088) 654-7418 ホームページ <https://tbjcenter.jp/course/>

## ♥♣ 母子・父子自立支援プログラム策定等事業

児童扶養手当を受給している方の状況や希望に応じ、自立支援プログラムを策定し、ハローワーク等と連携して仕事探しのお手伝いをします。

問い合わせ先：福祉事務所等 ▶ 9 ページ

（公財）徳島県母子寡婦福祉連合会 TEL (088) 654-7418



## ♥♣ ひとり親家庭自立支援給付金事業

### ● ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母や父子家庭の父が、指定された教育訓練講座を受けた場合、その受講料の一部（6割、上限40万円×修学年数、最大160万円）が支給されます。受講しようとする講座について、受講開始前に受講対象講座として指定を受ける必要があります。

雇用保険の受給資格があり、雇用保険法に基づく教育訓練給付金の支給を受けることができるひとり親に対しても、その支給額との差額を自立支援教育訓練給付金から上乗せして支給されます。

### ● ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金

#### ● 高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母や父子家庭の父が、指定された資格を取得するため1年以上（令和5年度に修業を開始する場合は6か月以上）養成機関で修業する場合、次のとおり高等職業訓練促進給付金が支給されます。

■ 支給期間 修業する期間の全期間（上限4年）

■ 支給金額 市町村民税非課税世帯：月100,000円（最終年限については月140,000円）

市町村民税課税世帯：月70,500円（最終年限については月110,500円）

#### ● 高等職業訓練修了支援給付金

入学時の負担を考慮した額を一時金として修了後に5万円（市町村民税非課税世帯）又は2万5千円（課税世帯）が支給されます。

■ 申込資格 母子家庭の母又は父子家庭の父で、前年の所得が児童扶養手当支給水準であること等。1人1回限り。

問い合わせ先：福祉事務所等 ▶ 9 ページ

## ♥♣️ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金を受給しながら資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、修学・就職を容易にするための資金の貸付を行います。また、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、住宅支援資金の貸付を行います。

### ● 入学準備金

養成機関への入学時に50万円を上限に貸付を行います。

### ● 就職準備金

養成機関を修了し、かつ、資格を取得した場合に20万円を上限に貸付を行います。

### ● 住宅支援資金

住宅の家賃の実費（上限4万円/月）を12か月の範囲内で貸付を行います。

### ■ 利子

無利子（入学準備金、就職準備金は保証人がいない場合は、年1.0%）

### ■ 返還免除

入学準備金、就職準備金は、1年以内に取得した資格を活かして就職し、5年間引き続いて従事したときは返還が免除されます。

住宅支援資金は、1年以内に就職又はより高い所得が見込まれる転職等をし、1年間引き続いて従事したときは返還が免除されます。

問い合わせ先：(公財)徳島県母子寡婦福祉連合会 TEL (088) 654-7418、090-6886-7852

## ♥♣️ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していないひとり親家庭の親及び子に対して、高卒認定試験の合格を目指す講座を受講して学び直しを行う場合に、次のような給付金が支給されます。

### ● 受講開始時給付金

対象講座の受講料の4割（上限10万円）が支給されます。

### ● 受講修了時給付金

対象講座の受講料の1割（受講開始時給付金と合わせて上限12万5千円）が支給されます。

### ● 合格時給付金

受講修了日から2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合、受講料の1割が給付されます。

※受講開始時給付金、受講修了時給付金、合格時給付金の合計で15万円が上限となります。

※通学又は通学及び通信併用の場合は、受講開始時給付金、受講修了時給付金、合格時給付金の合計で30万円が上限となります。

### ■ 申込資格

ひとり親家庭の親及びその児童で、前年の所得が児童扶養手当支給水準であること等。1人1回限り。

問い合わせ先：福祉事務所等 ▶ 9ページ



## ♥♣️ 県営住宅の優先入居

母子、父子家庭の方は、県営住宅入居募集のとき、一般の申込みと母子家庭等の優先枠の両方に申込みができます。

### ■ 申込資格

20歳未満の子どもを扶養している母子、父子世帯であること

問い合わせ先：徳島県住宅供給公社

徳島市川内町平石住吉 209-5 徳島健康科学総合センター3階 TEL (088) 666-3125

## ♥♣️ 母子生活支援施設

18歳未満の子どもを養育している母子家庭の母が、生活上のいろいろな問題のため、子どもの養育が十分できない場合に、子どもと一緒に利用できる児童福祉施設です。

問い合わせ先：福祉事務所等 ▶ 9ページ

# こどものこと

## ♥♣️ ひとり親家庭ホームフレンド派遣事業

ひとり親家庭等の子どもたちの話し相手、相談相手、遊び相手となるホームフレンド（児童訪問援助員）を派遣し、ひとり親家庭の子どもたちが健やかで安定した生活を送れるようサポートします。

また、「ひとり親家庭ホームフレンド派遣事業」の利用を希望しているひとり親家庭の母と父を対象に、児童の家庭教育に関する相談会も開催しています。

### ■対象児童

ひとり親家庭及び父母のない児童を養育している家庭の小学生から高校生までの児童

### ■手続

派遣を希望する世帯は、あらかじめ登録が必要です。登録の申請は、住所地の市役所、町村役場又は徳島県母子寡婦福祉連合会で行ってください。

### ■その他

保育士・教員資格・公認心理士などを目指している大学生・大学院生や資格をお持ちの方で、ホームフレンドとしてお手伝いしてくれる方を募集しています。

※規定に基づき、謝金を支給させていただきます。

問い合わせ先：(公財)徳島県母子寡婦福祉連合会

TEL (088) 654-7418、090-6886-7852 ファクシミリ (088) 654-7414

## ○ 子育て短期支援事業

保護者の病気や仕事などによって、家庭での養育が困難になった児童や保護を必要とする母子を児童福祉施設等において一定の期間、養育・保護します。

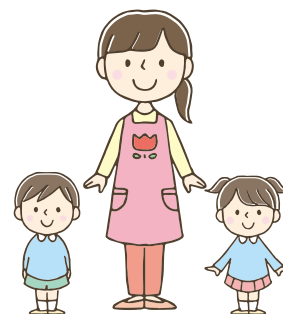
### ● 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者が社会的事由により家庭において養育できない場合

### ● 夜間養護等（トワイライト）事業

保護者の仕事等が恒常的に夜間、休日にわたる場合

申請窓口：住所地の市役所、町村役場へ



## ○ 家庭生活支援員の派遣

母子家庭の母や父子家庭の父、寡婦の方などが家族の病気や本人の通学・仕事、冠婚葬祭などの理由によりお困りのとき、保育や家事などをお手伝いする家庭生活支援員を派遣します。

### ■対象世帯

- ・ひとり親家庭等が技能習得のための通学や就職活動、又は病気や残業、出張等により一時的に生活援助等を必要としている世帯
- ・ひとり親家庭等となって日常生活を営むのに支障が生じている世帯
- ・乳幼児や小学校に就学する児童を養育しているひとり親家庭で、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合などに定期的な生活援助等が必要な世帯

### ■費用

一定以上の所得がある世帯は費用の一部を負担していただきます。

### ■手続

派遣を希望する世帯は、あらかじめ登録が必要です。

登録の申請は、住所地の市役所、町村役場で行ってください。

### ■その他

旧訪問介護員（ホームヘルパー）3級相当以上の資格、看護師資格、保育士資格をお持ちの方や子育て支援研修を終了している方等で、家庭生活支援員としてお手伝いしてくれる方を募集しています。

※規定に基づき、謝金を支給させていただきます。

問い合わせ先：(公財)徳島県母子寡婦福祉連合会

TEL (088) 654-7418、090-6886-7852 ファクシミリ (088) 654-7414



## 優遇制度

### ★ たばこ小売販売業の許可

母子家庭の母や寡婦が製造たばこの小売販売業の許可を受けたい場合は、優遇されることになっています。

問い合わせ先：福祉事務所等 ▶ 9 ページ

申請窓口：日本たばこ産業(株)の各支店又は営業所へ

### ♥♣ J R 通勤定期の3割引

児童扶養手当を受けているひとり親世帯や、生活保護世帯の方が、J Rを利用して通勤している場合は、通勤定期乗車券を3割引で購入できます。

証明書の発行窓口：ひとり親世帯は市役所、町村役場へ

### ○ 税の軽減

ひとり親世帯、生活保護世帯の方は申告により、所得税、住民税の軽減措置が受けられる場合があります。

問い合わせ先：所得税 ▶ 税務署へ

住民税 ▶ 申告は市役所、町村役場へ

## (公財) 徳島県母子寡婦福祉連合会 (通称:「母子会」)

徳島県母子寡婦福祉連合会は、ひとり親家庭等への支援のため、日常生活にお困りの方への生活援助や弁護士による法律相談などの「生活支援」や、就業支援講習会や就職の相談などの「就業・自立支援」における各種事業を行うとともに、親子で参加出来る行事なども数多く開催し、仲間同士の親睦や交流を深めています。

また、県内各地には地域版の同団体が組織され、その成り立ちから一般に「母子会」と呼ばれています。「母子会」は、子育てと生活の担い手という二重の役割をひとりで担わなければならないという同じ立場の母子家庭等の皆さんが集まって、語り合い、励まし合って親睦と生活の向上をはかるための自主的な団体です。

母子家庭等に関する情報提供や情報交換、相互扶助など、各地域の実情に応じた事業を行うなどの活動を行い、ひとり親家庭等への支援の充実に努めています。ぜひ、母子会に加入して仲間と手をつなぎましょう。

LINE でひとり親家庭の福祉向上に役立つ様々な情報を発信しています。



登録QRコード  
@ boshikai

所在地：徳島市中昭和町1丁目2 県立総合福祉センター2階

TEL (088) 654-7418、090-6886-7852 ファクシミリ (088) 654-7414

メール：mailadm@tbjcenter.jp



## 福祉に関する事務所 市にお住まいの方

名 称	所 在 地	電 話 番 号	担 当 地 区
徳島市福祉事務所	〒770-8053 徳島市沖浜東2丁目16 〒770-8571 徳島市幸町2丁目5	(088)621-5122 (088)621-5194	徳島市
鳴門市福祉事務所	〒772-8501 鳴門市撫養町南浜字東浜170	(088)684-1231	鳴門市
小松島市福祉事務所	〒773-8501 小松島市横須町1-1	(0885)32-2114	小松島市
阿南市福祉事務所	〒774-8501 阿南市富岡町トノ町12-3	(0884)22-1677	阿南市
吉野川市福祉事務所	〒776-8611 吉野川市鴨島町鴨島115-1	(0883)22-2266	吉野川市
阿波市福祉事務所	〒771-1695 阿波市市場町切幡字古田201-1	(0883)36-6813	阿波市
美馬市福祉事務所	〒777-8577 美馬市穴吹町穴吹字九反地5	(0883)52-5606	美馬市
三好市福祉事務所	〒778-0004 三好市池田町シンマチ1474	(0883)72-7648	三好市

## 町・村にお住まいの方

名 称	所 在 地	電 話 番 号	担 当 地 区
東部保健福祉局(徳島庁舎)	〒770-0855 徳島市新蔵町1丁目67	(088)626-8714	勝浦郡、名東郡、 名西郡、板野郡
南部総合県民局(美波庁舎)	〒779-2305 海部郡美波町奥河内字弁才天17-1	(0884)74-7369	那賀郡、海部郡
西部総合県民局(三好庁舎)	〒778-0002 三好市池田町マチ2415	(0883)76-0483	美馬郡、三好郡

## こども女性相談センター

名 称	所 在 地	電 話 番 号
中央こども女性相談センター	〒770-0942 徳島市昭和町5丁目5-1	児童相談担当 (088)622-2205
		女性支援担当 (088)652-5503
南部こども女性相談センター	〒774-0011 阿南市領家町野神319	児童相談担当 (0884)22-7130
		女性支援担当 (0884)24-7115
西部こども女性相談センター	〒777-0005 美馬市穴吹町穴吹字明連23	児童相談担当 (0883)53-3110
		女性支援担当 (0883)56-2109

## 年金事務所

名 称	所 在 地	電 話 番 号
徳島南年金事務所	〒770-8054 徳島市山城西4-45	(088)652-1511
徳島北年金事務所	〒770-8522 徳島市佐古三番町12-8	(088)655-0200
阿波半田年金事務所	〒779-4193 美馬郡つるぎ町貞光字馬出50-2	(0883)62-5350

## 公共職業安定所

名 称	所 在 地	電 話 番 号
ハローワーク 徳島	〒770-0823 徳島市出来島本町1-5	(088)622-6305
駅のハローワーク マザーズコーナーとくしま	〒770-0831 徳島市寺島本町西1-61 徳島駅クレメントプラザ5F	(088)611-1211
ハローワーク 小松島	〒773-0001 小松島市小松島町外開1-11 小松島みなと合同庁舎1F	(0885)32-3344
ハローワーク 三好	〒778-0002 三好市池田町マチ2429-10	(0883)72-1221
ハローワーク 美馬	〒779-3602 美馬市脇町大字猪尻字東分5	(0883)52-8609
ハローワーク 阿南	〒774-0011 阿南市領家町本荘ヶ内120-6	(0884)22-2016
ハローワーク 牟岐	〒775-0006 海部郡牟岐町大字中村字本村52-1	(0884)72-1103
ハローワーク 吉野川	〒776-0010 吉野川市鴨島町鴨島388-27	(0883)24-2166
ハローワーク 鳴門	〒772-0003 鳴門市撫養町南浜字権現12	(088)685-2270